News Release

電力取引監視等委員会
Electricity Market Surveillance Commission

平 成 30 年 2 月 28 日
電力・ガス取引監視等委員会

離島供給に係る約款以外の供給条件の承認に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた離島供給に係る約款以外の供給条件の承認申請について審査を行い、委員会として当該承認を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

東北電力から、平成30年1月30日付けで、新たな機能を有する計量器の機能の活用に必要となる規定等を変更した離島供給約款変更届出がなされました。

これを受け、現在すでに経済産業大臣の承認を受けて離島供給に係る約款以外の供給条件(別紙)により実施している離島供給について、本年4月から適用される離島供給約款においても引き続き同一の取扱いとするため、1月30日付けで東北電力から経済産業大臣に離島供給に係る約款以外の供給条件の承認申請がありました。

当該承認申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第9号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありましたので、委員会として承認することに異存はないことを回答しました。

2. 添付資料

託送供給等約款以外の供給条件の承認について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長　恒藤
担当者:星
電　話:03-3501-1511(内線　4371～4)
03-3501-1585(直通)

（別紙）

離島供給に係る約款以外の供給条件

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し避難指示等がなされた。避難指示等がなされた地域または地点から離島供給約款が適用される地域に避難された需要家から申出があった場合、当該措置を適用する。

需要家が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合は、料金および工事費の精算を免除する。